「足立区バリアフリー推進計画（重点整備地区選定の考え方）（案）」に対する
パブリックコメント実施状況及び意見に対する区の考え方

1　パブリックコメントの実施状況について

（1）実施期間　　平成28年4月20日（水）から平成28年5月20日（金）

（2）実施結果　　2名の方から8件のご意見をいただきました。

2　ご意見に対する区の考え方

意見の集約方法に関するご意見

No.	ご意見の概要	区の考え方
1	今回の目的は、「高齢者、障がい者、子ども、子育て中の方等の移動や施設の利用における利便性、安全性の向上を図る」としていますが、そもそもこの推進計画を視覚障がい者の方々は見ることができず、この計画に意見をいう保障が奪われていると思います。どう解決していくのですか。	今回のパブリックコメントは、あだち広報、ホームページで周知し、本文については、ホームページにPDFファイルにて掲載しております。 本計画をホームページに掲載することにより、視覚障がい者の方々は音声読み上げソフト等を活用し確認することが可能になっていると考えています。 今後、重点整備地区の地区別計画を作成する際には、視覚障がい者等を含めた意見交換を実施するなどして、多様な意見をいただけるよう努めてまいります。
2	区民や事業者の意見とあり、「障がい者団体へのヒアリング、区民部会（まち歩き点検等）、事業者部会メンバーへのアンケート調査、子育て中の方へのヒアリングを実施した」とありますが、どの程度の範囲、規模で行ったのですか。 極力多数の意見が反映できるように工夫が必要だと思います。	ヒアリング等の対象や日程等につきましては、本計画の資料編「資料－3　区民や事業者の意見」にてご確認いただけます。 今後、重点整備地区の地区別計画を作成する際には、より多くの意見をいただけけるよう努めてまいります。
3	8 ページ目の（2）「区民や事業者の意見」による課題の①では、「高齢者、障がい者、子育て中の方が良く利用する施設は、・・・」の項に、「福祉事務所、区民事務所」の施設の記入がありません。「・・・など」に含まれているのだとは思いますが、福祉事務所はよく利用する施設ではないのですか。	8 ページ目の（2）「区民や事業者の意見」による課題はヒアリング時の意見をまとめたもので、ヒアリング等の際には意見として出なかったため記載しておりません。 なお、本計画では、生活関連施設を、「高齢者、障がい者、子ども、子育て中の方等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他施設をいう」と定義付けており、「福祉事務所、区民事務所」は対象となる施設に含まれています。 また、区では「磁気ループ」も聴覚障がい者とのコミュニケーション手段の一つとして有効であると考えており、既に一部の区内公共施設では利用を推進しています。
4	8 ページ目の（2）「区民や事業者の意見」による課題の④では、コミュニケーションの手段として、「磁気ループ」も入れるべきだと思います。	

施設のバリアフリーに関するご意見

No.	ご意見の概要	区の考え方
5	車いすでつくばエクスプレスを利用しています。最近の電車は乗降用スロープ板を利用しないで乗り降りできるようになりましたが、駅によっては乗降用スロープ板なしでは乗り降り出来ないところもあります。 また、道路が平らに見えてもでこぼこや段差があり、電動車いすでは越えられないところが結構あります。	本計画では、公共交通のバリアフリー方針として、鉄軌道駅、バス停、タクシーのりばのバリアフリー化を進めるとしております。また、道路等のバリアフリー方針として、歩道等、信号機・横断歩道、自転車対策を推進していくとしています。 今後、重点整備地区の地区別計画を策定し、生活関連施設、生活関連経路についてバリアフリー整備を推進してまいります。
6	「第６章　バリアフリーの推進に向けて」の「1、の（1）地区計画の検討時期の想定」の「北千住駅周辺地区」の「検討時期に関わる主な要素」の項に、「東京メトロ千代田線エスカレーター設置」と、「現在あるエレベーターへのわかりやすい誘導」も入れるべきではないですか。 千代田線西口階段は幅が狭く急になっています。東京メトロは、エレベーターがありバリアフリー化されているとしていますが、わかりにくい所にあるため高齢者などから繰り返し要望が出ています。	重点整備地区の地区別計画につきましては、条件が整った地域から検討に着手することとしています。 「検討時期に関わる主な要素」とは、「重点整備地区の地区別計画を策定する時期を検討する際に考慮する要素や時期」について記載しており、個々の整備内容を検討しているものではありません。 「検討時期」という表現が誤解される表記であると思われますので、「検討時期」を「検討を開始する時期」に変更してまいります。 なお、具体的な「エスカレーターの設置」や「エレベーターへのわかりやすい誘導」については、重点整備地区の地区別計画を策する際に、物理的制約や代替手段の有無等を検討し、計画を策定してまいります。

こころのバリアフリーに関するご意見

No.	ご意見の概要	区の考え方
7	バリアフリーとなっていても言葉だけのバリアフリーが多いように感じます。 交通機関は車いすでの利用がOKだとしても、リフトの操作や乗降用スロープ板の設置など、全て人の手を借りなければ乗れません。その時、あからさまにいやな態度、対応をされます。自分が乗った為に申し訳ないという気持ちなってしまうのはおかしいと思います。 車いすはエレベーターしか利用できません。元気そうな方々がエレベーターにたくさん乗るために、車いす利用者が後回しになることなどあってはならないと思います。	本計画では、心のバリアフリー方針の中で「事業者の取り組み」として、接遇や職員教育の充実を定めております。 また、心のバリアフリー方針の中の「区民の取り組み」では、本当に必要としている人が必要な設備を利用できないという問題を指摘しております。 このような問題を解決するためには、区民一人ひとりが高齢者、障がい者、子ども、子育て中の方等への理解と協力を深めていく必要があります。 区では、本計画に基づき、区民や事業者に対して理解を深めていただけるように啓発活動を行ってまいります。

スケジュールに関するご意見

No.	ご意見の概要	区の考え方
8	バリアフリー推進計画の具体的なスケジュールは策定しないのですか。	今後、重点整備地区の地区別計画を策定する際に、各地区のスケジュールを示していく予定です。